

定期試験(2005年7月28日実施)解説

2005.07.28. 佐藤

試験問題

以下の カラ の新聞記事の中から二つを選び、それぞれ次の点につき答えなさい。

- 1 . 記事において問題となっている労働法上の論点
- 2 . その論点の前提となる法状況の説明
- 3 . その論点に関する諸説
- 4 . その論点に関する自らの見解

注意：1.いづれの記事を選択したのかを明記すること。

- 2.二題の解答がないと解答とは認めない。一題の解答のみではそもそも解答とは扱わない。
- 3.二題の解答の順序は問わない。
- 4.出題への解答に直接関係のない事項を記入した場合には、答案を無効と扱う。
- 5.設問 1 ~ 4 をこの順番で解答する必要はないが、全体として論旨が通っている必要がある。
- 6.採点基準（各問 50 点満点、合計 100 点満点で採点する）
 - a)設問の 1 . から 4 . の項目毎に、基本的には X の三段階評価を行う。
 - b)必要なことが述べられている場合に 10 点。不十分にしか述べられていない場合に 5 点。
何も述べられていない場合、ないし関係ないことを述べている場合で、0 点。
 - c)さらに、独創的な考えがみられた場合には、各問共に 10 点の範囲で追加点を付ける。

. 全体的解説

1)法的議論として解答してください

社会的現実を理解することは法解釈の大前提ですが、社会的現実やそれに対する自らの考えを記述しただけでは、労働「法」の試験の解答にはなりません。

2)解答の形式について：

文章を書く際には論理的文章を書く必要があり、感想文は解答とはなりません。論理的文章を書くためには、設問として挙げた 1 から 4 の要素が必要です。そのため、設問として明示しています。私以外の講義での論述式の試験問題の考え方、ゼミ論文の書き方等、文章作成すべてについて当てはまるパターンですから、修得してください。

ところが、1 から 4 について、論理的に連関させて解答するのではなく、個々バラバラに解答しているものが多くみられました。設問の趣旨を理解し、論理的文章の書き方の訓練をしてください。

3)個別解答項目について(再掲)

今回の試験では、以下の点は特に問題ありませんでしたが、参考のために再掲します。

- 1.論点とは、何が問題であるのかがわかるように提示する必要があります。
- 2.説明とは事実関係の説明がすべて該当します。法規定の説明、司法判断の説明など。
- 3.諸説とは、当事者の主張のことではありません。当事者の主張の是非を判断するための判断基準についての、いくつかの見解のことです。
- 4.したがって自説とは、いかなる判断基準を採用するかの見解です。決して当該事案について原告・被告のいづれが勝訴するかの問題ではありません。ある判断基準を採用したからといって、ケースによって原告が勝ったり被告が勝ったりします。わずかの新聞記事から事実関係がわかるわけはありませんので、どちらが勝訴するかの判断は不可能です。
- 5.自説を主張するためには、その根拠が必要です。
- 6.自説を主張する際には、採用しない見解に対する検討が必要です。

. 個別事例毎の解説

投書

朝日新聞 2005年03月05日より

春闘のシーズン。景気回復の兆しなどと言われても、ベアを放棄する労働組合に期待はできないでしょう。それなのに労働組合費が高いのです。毎月の給与明細を見て、住民税よりも所得税よりも高く、雇用保険の2倍以上もする組合費に「何とかならないのか」と思う労働者は多いと思います。給与は減ってゆく一方でも、組合費を取られます。賃上げがあった時代でも、メリットなどありません。できることなら組合員を辞めたいのですが、ユニオンショップ制度があるため、それもできません。数千円もお金を払うのに、選択の自由がないなんておかしくないですか？

1. 論点

1)要點：ユニオン・ショップの合憲性

労働組合強化のために組合加入を義務付けることの合憲性

2)採点基準：ユニオンショップを巡る問題といった趣旨を提示するのみであれば、法的議論として文章で説明していれば、

2. 法状況

1)要點：ユニオンショップの制度説明（加入義務付け・解雇による強制）

団結権、最高裁判決（合憲性承認、他労組の団結権を侵害してはならない）

2)採点基準：部分的に述べられていれば、。おおむね正確に説明できていれば、

3. 諸説

1)要點：合憲説、違憲説、論点は消極的団結権・積極的団結権・労働権

2)採点基準：説の提示のみでは、X。論点も提示で、。

各説の内容をおおむね正確に提示していれば、

*コメント：

違憲説は、講義でも述べたように、決して労働者の団結権や労働組合の権利を侵害あるいは制限しようとする趣旨ではありません。ユニオン・ショップを認めない法が労働組合運動が発展する、という考えです。ところが、違憲説に立ってか解答したものの大多数が、労働者個人の権利と対立させて、団結権侵害を是認するものでした。趣旨を理解できていませんので、無得点にしています。

4. 自説

1)要點：理由を示して自らの立場を選択することが最低限必要

2)採点基準：理由を示して立場を選択していれば、。

説得的な理由付けができ、採用しない説の検討がされていれば、

5. 追加点の例

「組合活動の自由は、個人の権利・自由だけでなく、同じような従属的雇用関係にある者と協力して、団体で権利・自由を確保することを目的としているので、個人的な都合が制約されるのは当然」

鞍手町事件

朝日新聞 2004年01月21日より

組合活動に小学校の部屋を使わせなかつたのは団結権の侵害で違法として、福岡県教組鞍手直方支部(梶原正実支部長)が同県鞍手町に50万円の損害賠償を求めた訴訟の控訴審判決が20日、福岡高裁であった。判決によると、同支部は00年11月、同町立剣南小学校の非組合員に加入を呼びかける会議を開くため、同小学校の部屋の使用許可を校長に申請。しかし、校長は「勧誘対象者が動搖し、教育に支障が出る」などとして許可しなかつた。

1 . 論点

- 1)要点：労働組合は便宜供与を受ける権利を有するか否か
- 2)採点基準：便宜供与を巡る問題といった趣旨を提示するのみであれば、法的議論として文章で説明していれば、

2 . 法状況

- 1)要点：労働組合法規定 権利性についての明文規定はない 法解釈へ使用者の財産権（施設管理権）団結権

- 2)採点基準：項目の提示のみでは、 。おおむね正確に説明できていれば、

3 . 諸説

- 1)要点：組合保障論、労使合意論

- 2)採点基準：説の提示のみでは、 、各説の内容をおおむね正確に提示していれば、

4 . 自説

- 1)要点：理由を示して自らの立場を選択することが最低限必要

- 2)採点基準：理由を示して立場を選択していれば、 。

説得的な理由付けができ、採用しない説の検討がされていれば、

5 . 追加点の例

「組合保障論の立場であれば、客観的に「最低限度」の判断を加える余地が生じるため妥当である」

小野田市事件

朝日新聞 2004年01月21日より

18日に投開票された宇部・小野田地区2市2町の法定合併協議会（法定協）設置の是非を問う住民投票をめぐり、小野田市の管理職職員組合（委員長・野村宗司経済部長、69人）がメールによって反対票を投じるよう呼びかけていたことが20日、分かった。同組合は地方公務員法に基づく組織で、部課長らが加入している。今月9日の昼休み中に開いた執行委員会で、住民投票で反対票を投じることなどを決議。午後の業務時間に、決議内容と組合員の家族や親類にも協力を求めるよう呼びかけるメールを作成、送信した。メールは私物のパソコンから外部の電話回線を利用して管理職職員組合員全員あてに送信した。

1 . 論点

- 1)要点：就業時間中の組合活動の正当性

- 2)採点基準：就業時間中の組合活動を巡る問題という趣旨を提示するのみであれば、法的議論として文章で説明していれば、

*コメント：

本問を管理職組合の問題と捉えた解答がいくつかあった。文中に「管理職組合」の単語があったので内容を読まずに早合点したのであろうが、本問では管理職組合の是非は問題となっていない。むしろ逆に「地方公務員法に基づく組織で」と、その合法性をわざわざ明示してくれている。

2 . 法状況

- 1)要点：労働契約上の債務不履行、最高裁判決

- 2)採点基準：項目の提示のみでは、 。おおむね正確に説明できていれば、

3 . 諸説

- 1)要点：業務阻害性説、職務専念義務説

- 2)採点基準：説の提示のみでは、 。内容をおおむね正確に提示していれば、

4 . 自説

- 1)要点：理由を示して自らの立場を選択することが最低限必要

- 2)採点基準：理由を示して立場を選択していれば、 。

説得的な理由付けができ、採用しない説の検討がされていれば、

エクソンモービル事件

朝日新聞 2005年 06月 25日より

名古屋市港区のエクソンモービル名古屋油槽所で03年8月、作業員6人が死亡した火災で、団体交渉で会社側が事故経過を明らかにしないのは労働組合法の不当労働行為にあるとして、エクソンモービル社（東京）のスタンダード・ヴァキューム石油自主労働組合（大阪、組合員33人）は24日、愛知県労働委員会に不当労働行為の救済の申し立てをした。同労組によれば、事故経過などを明らかにするよう会社側に団体交渉を通じて、30回以上にわたり要求。当初、会社側は「警察、消防が調査中」などを理由に事故経過の公表を拒否。今年4月の団体交渉からは「事故そのものの扱いは団体交渉事項ではない」と説明を拒否したという。

1. 論点

- 1)要点：法的に正当な団体交渉の交渉事項
- 2)採点基準：交渉事項を巡る問題という趣旨を提示するのみであれば、
法的議論として文章で説明していれば、

2. 法状況

- 1)要点：法的正当性の要件（当事者、担当者、対象事項、交渉態様）裁判例
- 2)採点基準：項目の提示のみでは、。おおむね正確に説明できていれば、
*コメント：

要件について、「など」という解答があった。要件について「など」ということはあってはなりません。全部を挙げなければなりません。

3. 諸説

- 1)要点：経営事項は対象外論、労働条件に直接関係するならば対象事項論
労働内容・雇用保障への関心からあれば対象事項

- 2)採点基準：説の提示のみでは、。内容をおおむね正確に提示していれば、

4. 自説

- 1)要点：理由を示して自らの立場を選択することが最低限必要

- 2)採点基準：理由を示して立場を選択していれば、。
説得的な理由付けができ、採用しない説の検討がされていれば、

徳島市水道局事件

朝日新聞 1999年 12月 03日より

徳島市水道局（原田公次局長）と全水道徳島水道労組（藤原学委員長）が、「企業手当」の支給などが盛り込まれた労働協約の解約通知をめぐって対立している問題で、白紙撤回を求めていた労組側が夜間作業など時間外労働を拒否していることが、二日わかった。市水道局は管理職などの対応で業務に支障は出ないと説明している。市水道局と労組は時間外の勤務について、毎月労働基準法に基づいて条件を決めてきた。しかし、労組は月中旬に通知を受けた労働協約の解約方針が撤回されないため、十二月の時間外労働を拒否したという。

1. 論点

- 1)要点：違法闘争の正当性（争議行為該当性）
- 2)採点基準：違法闘争を巡る問題という趣旨を提示するのみであれば、
法的議論として文章で説明していれば、

2. 法状況

- 1)要点：争議行為の定義（労働関係調整法6条・7条）
争議行為の法的正当性（目的の正当性と手段・態様の正当性）
- 2)採点基準：項目の提示のみでは、。おおむね正確に説明できていれば、

3 . 諸説

1)要点：争議行為説（「通常の」業務を阻害であれば争議行為）
権利行使説（「適法な」業務阻害であれば争議行為、そうでなければ、残業拒否は労働者の正当な権利行使）

2)採点基準：説の提示のみでは、 。各説の内容をおおむね正確に提示していれば、

4 . 自説

1)要点：理由を示して自らの立場を選択することが最低限必要

2)採点基準：理由を示して立場を選択していれば、 。

説得的な理由付けができ、採用しない説の検討がされていれば、

5 . 追加点の例

「争議行為説は、公務員法による争議権の禁止を不当に拡大するものである」

「違法闘争は、違法闘争を引き起こした使用者側に責任がある」

* 上に加えて公務員の争議権について記述した者は、追加点で考慮した。

. 合格率 (92.3%)

1 . 合格率について

昨年度が 92.9% であるので、ほぼ同じ合格率となっている。ただ、私の担当講義では 95% 前後の合格率のことが多いので、若干、低い合格率となっている。その原因としては、4 回生以上の合格率が、71.4% と極端に悪いこと、3 回生について、毎回の自己点検も定期試験も、まったく誤ったとんでもない模範解答を写して勉強していた者が 10 数人おり（本人達に確認済み）、その大半が不合格となつたこと、が挙げられる。

なお、この合格率は、講義受講者（受講登録者ではない）で試験を受験した者の中に占める合格者の比率を示している（したがって、受験者数に占める合格者の比率を示している、Web 上で公開されている数字とは異なっている）。講義の出席調査は行っていないため、講義受講者数は明確ではないが、毎回の課題の提出状況から推測し、2 / 3 以上の課題提出者を講義受講者とした（後からまとめて課題を提出した者は除く）。講義受講者でない試験受験者の中にも、極少数ではあるが合格者は存在するが、その者は、上の算定にあたつては分母にも分子にも算入していない。

2 . 構成比率 A + : 5.7%、A : 22.3%、B : 41.7%、C : 30.3%

昨年度は、A + : 5.1%、A : 20.4%、B : 42.0%、C : 32.5%、であったので、ほぼ同様である。また、法学部独自で比率についての目安を設定している（A + : 5%程度、A : 25 ± 5%程度、B : 40 ± 5%程度、C : 30 ± 5%程度）が、おおむね目安通りの結果となっている。今年度は、A + に相当する解答が多く見られた。しかし、A + の比率は全学基準となっているので、これ以上の A + を出すことはできなかった。したがって、A 評価となっている者の中には、A + であってもおかしくない者も含まれている。

なお、この構成比率とは、合格者に占める各評価の比率を示している。また、目安は（A + の比率を除き）法学部独自で申し合わせしているものであって、全学基準ではない。

[課題提出者数]

	4/14	4/21	4/28	5/12	5/19	5/26	6/02	6/09	6/16	6/23	6/30	7/07	7/14
3回生	206	206	208	208	213	214	223	210	186	196	199	198	202
4回生	33	26	28	28	25	24	29	27	24	24	25	26	27
その他	13	17	16	12	16	17	15	13	14	19	14	14	13
合計	252	249	252	248	254	255	267	250	224	239	238	238	242